

第 1 章

発展途上国における女性の国際労働移動の現状と課題

児玉 由佳

要約：

本章では、発展途上国の女性の国際労働移動に関する現状と課題について、統計データと先行研究をもとに検討する。統計データが示すように、近年の移民の特徴の一つはほぼ半数を女性が占める「移民の女性化」である。海外女性労働者の多くは家事・介護労働など親密圏とされる領域で労働に従事するため、受入国や送出国の社会に影響を及ぼす。受入国での社会的変化についての先行研究には蓄積があるが、送出国の社会における影響については今後さらなる研究が必要であろう。

キーワード：

国際労働移動 ジェンダー 親密性の労働 家事労働者 介護労働者

はじめに

本章では、発展途上国の女性の国際労働移動に関する現状と課題について、統計データと先行研究をもとに検討する。歴史的に人々の国境を越える移動は行われてきたが、近年改めて国際移動が注目されている。その背景には、交通網や通信網の発達によって国際移動が加速化するとともに、規模の拡大や多様性の増大が進んでいることなどが挙げられる。また、近年の国際移住者は、約半分が女性によって占められていることも大きな特徴である（カースルズ・ミラー 1996, 8-9）。さらに、Schiller, Basch, and Blanc-Szanton（1992）が指摘しているように、近年の国際移住は出身国から移住先の国への片道切符ではなく、送金や頻繁な往来によって、国際移住者が出身国との関係性を強固に維持していることも大きな特徴である。国際移住者の多くが国の境界に縛られることのない「トランスナショナル」な移動を実践しているのである。

本章で特に女性を対象としているのは、国際労働移動という切り口によって、受入国と送出国におけるジェンダー関係を新たな視点から分析することが可能となると考えたからである。女性の国際労働移動の場合、母国への送金といった経済的な側面だけでなく、移住先において家事労働やケア・ワーカーのような形で受入国の人々の再生産領域に深く関

わる場合が多い(伊藤・足立 2008; 小ヶ谷 2016, 19-21)。この点で、女性の移住労働者は、受入国の人々の再生産領域とは直接影響のない建築業などの職業に従事することの多い男性とは異なる。さらに、発展途上国の女性の国際労働移動が、送り出し側の家族の関係性にも影響を与えていることも先行研究で指摘されている。このように、女性の国際労働移動は、送り出し側と受け入れ側双方の日常生活に影響を与えることを考えると、男性の国際労働移動とは異なる視点が必要となる。

本章は、統計データから概観する第1節と、先行研究をレビューする第2節によって構成されている。第1節では、国連による国際移住報告書等をもとに、統計データから国際移動の現状を概観する。第2節では、これまでアジア女性を中心に蓄積されてきた先行研究を検討する。

第1節 統計データからみる国際移動の現状

カースルズ・ミラー(1996, 8-9)は、近年の移民の移動の特徴を大きく4つに分けている¹。第一に、「移民の地球規模化」(globalization of migration)である。これは、経済的、社会的、文化的にも多種多様な移民を受け入れることで、多くの国が移民の影響を受けることを意味する。第二に、「移民の加速化」(acceleration of migration)である。輸送機関や通信技術の向上によって移動は促進され、移民の数は増加し続けているのである。第三に、「移民の多様化」(differentiation of migration)である。移民とは単一の集団をさすのではなく、労働移民、難民そして定住者を含んでいる。そのため受入国側は、多様な移民に対応しなければならず、移民の移動の制御や関係する政策の策定が困難となる。第四に、「移民の女性化」(feminization of migration)である。過去の移住者は大部分が男性の労働移民と難民であり、女性は家族呼び寄せとしての移住にとどまっていた。しかし、1960年代以降、女性の労働移民の数は増加しつつある。

本項では、国際連合による『国際移住報告 2015』(*International Migration Report 2015*)や、経済協力開発機構(OECD)と国連の『数字で示す世界移住』(“World Migration in Figures”)(United Nations 2016; OECD-UNDESA 2013)を元に、カースルズ・ミラー(1996)の提示した現代の移民の4つの特徴について検討していきたい。

1. 移民の地球規模化

¹ 2009年に第4版の邦訳(カースルズ・ミラー 2009)が出版されている。第4版では「移民の政治化」(growing politicization of migration)と「移民過程変遷の普及」(proliferation of migration transition)が追加されているが、統計データで確認するのが困難であるため、ここでは扱わない。

人々の国際移動は年々増加している。国際移住者²は、1990年の1億5300万人から、2015年には約60%増の2億4400万人となっている。国際移住者の58%が先進国地域、42%が発展途上国地域に居住している。先進国に居住している1億4000万人のうち、61%が発展途上国からの移住者である（United Nations 2016, 1）。

2013年のデータでは、国際移住者の3分の2がヨーロッパ（7600万人）、アジア（7500万人、中東地域を含む）に居住しており、続いて北アメリカ（5400万）、アフリカ（2100万人）、ラテンアメリカ・カリブ諸国（900万人）、オセアニア（800万人）と続いている（United Nations 2016, 2）。国別にみると、移住先は集中する傾向にあり、全国際移住者の51%以上が10カ国に居住している。最も多いのがアメリカの4700万人で全体の19%を占める。続いてドイツおよびロシア（どちらも約1200万人）、サウジアラビア（1000万人）、イギリス（900万人弱）、アラブ首長国連邦（800万人）となる（United Nations 2016, 5）。

近年の特徴としては、アジアやアフリカにおいて域内での移動が増加していることが挙げられる。まずアジア地域内において出生したが出生地以外の地域に居住している者の人数は2015年で5900万人であり、2010年から2015年の間で160万人増加しており、世界最大の域内移動である。またアフリカ地域内でも、前者の人数は1600万人と全地域では5番目にとどまるが、2010年から2015年の間の増加数はアジア地域内に次いでいる（United Nations 2016, 3-4）。

2. 移民の加速化

2008年以降のリーマン・ショックに始まる国際金融危機までは、移民数は順調に増加していた。1990年から2000年の間の国際移住者のストックが年平均200万人増であるのに対して、2000年から2010年の間は年平均490万人増となっている。

しかし、移民の移動はグローバル経済によって大きな影響を受ける。1990年より順調に増加していた国際移住者数のストックの増加数は、国際金融危機後の2010年以降鈍化している。2010年から2015年の間は年平均440万人増であり、その前の期間である2000年から2010年の間の490万人よりも増加数は減少している（OECD-UNDESA 2013, 1）。OECD（2016）は、その国生まれの者や定住している移住者と比較すると、最近の移住してきた者の場合、金融危機後の雇用率は大きく低下したが、その後の回復率では上回っていると報告している（p.60-61）。移住者は、当該国の国民よりもグローバル経済の影響を大きく受けているのである。

3. 移民の多様化

² 国際移住者（international migrant）の分類については、外国出生者と外国国籍所有者の二種類あり、国連の調査では、81%の国が外国出生者を、19%の国が外国国籍所有者を国際移住者として扱っている（United Nations 2016, 1）。

移住の理由は多様であり、移民を単一の集団として扱うべきではない。『国際移住概観 2016』(*International Migration Outlook 2016*)による OECD 諸国への移住者の入国時のステータスの分類データは、移民の多様性を示している。最も多いのが家族としての入国 (33%) であり、域内の自由移動³ (32%)、労働目的 (14%)、人道的な移住 (9%)、移住労働者の同伴家族 (7%)、その他 (5%) と続く (OECD 2016, 19)。

難民を含む人道的な移住は、全体の割合の中では 9%に過ぎないが、OECD 諸国が受け入れている移住者の中でもっとも増加しており、対前年比では、2013 年で 6%、2014 年で 13%の増加である。2014 年には 2006 年以降最大となる 35 万人の難民を OECD 諸国は受け入れている。アメリカと EU 諸国が難民の最大の受入国/地域であり、それぞれ 13 万 5 千人、16 万人の難民を受け入れている (OECD 2016, 18)。

4. 移民の女性化

United Nations (2016) では、2015 年の国際移住者の 48.2%が女性であるとしている。ただし、地域によってその割合は大きく異なる。先進国では女性の移住者は 51.9%であるが、発展途上国では 43.3%に過ぎない。また、発展途上国における女性海外移住者の割合は、1990 年の 46.4%から 2015 年の 43.3%と低下しているが、これは女性の絶対数が減少したためではなく、中東を中心として石油産油国への男性の移住者が急増したためである (United Nations 2016, 7)。

女性の移住者の割合がもっとも高いのがヨーロッパの 52.4%であり、続いて北アメリカの 51.2%である。その理由は、女性労働力の需要が高いということよりも、高齢化が主な理由として挙げられている。平均寿命が男性より女性の方が長いために、移住期間が長い傾向のある地域ほど、女性の割合が高くなる。逆に短期的な移住が多いアジアやアフリカでは、女性の割合はそれぞれ 42.0%、46.1%と男性を下回っている (United Nations 2016, 8)。

第 2 節 女性の国際労働移動の主な論点

発展途上国の女性の国際労働移動に関する先行研究は、フィリピンやインドネシアを中心とした東アジアにおいて多くの蓄積がある。まず、多くの先行研究が、女性の国際労働移動は、再生産領域と関連した就業が多いために男性の移動とは異なる性格をもつということを指摘している先行研究である (Parreñas 2001; 伊藤・足立 2008; 松岡 2007; 上野 2012; 青山 2012; 小ヶ谷 2016)。この問題意識をベースにして、様々な分析視角から議論

³ 自由移動とは、ヨーロッパ連合 (EU) のように、国境を越えた移動と居住の自由を認められている域内での移動である (OECD 2016, 20)。

が行われてきた。本節ですべてを取り上げることはできないが、受入国における女性の労働環境、特に虐待などの社会問題の提起、送出国と受入国の移住労働者に対する政策の研究、女性海外労働者の主体性に着目した生存戦略、労働環境の改善のための組織化の研究、女性海外労働者と母国の家族との関係の変化などを挙げることができる (Constable 2002; Groves and Chang 2002; 小ヶ谷 2005; 安里 2006; Rodriguez 2010; 上野 2011a; 2012; Pratt 2012; 奥島 2014)。

異なる軸の分析視角として、小ヶ谷 (2016) は、マクロからミクロ・レベルまでの移住女性研究の接合の重要性を主張している。構造的なマクロ・アプローチ、移民ネットワーク論のようなメゾ・レベルのアプローチ、そして女性のアイデンティティや主体性に着目したミクロ・レベルでのアプローチといった多層的な視角を持つことが重要であるとする。今後の移住女性の研究は、「構造的な条件の中で主体がどのように形成され、そこでどのような微細な権力関係が構築され、それらがどのように解釈や意味世界を通じて再編されていくのか、さらにはミクロなレベルがマクロな状況とどのように接合するのかを解き明かすことが関心の中心になる」(小ヶ谷 2016, 19) であろうと指摘している。

本節では、特に女性の国際労働移動と親密圏との関係、受入国・送出国の国際労働移動に関する政策・制度、女性海外労働者の組織化、母国における社会や家族との関係の4点に関する先行研究を取り上げて検討する。

1. 女性の国際労働移動と親密圏

国際労働移動研究において、女性に焦点を当てた研究が1980年代以降急増した背景には、カースルズ・ミラー (1996) が指摘したように労働者としての移民女性が急増することで「移民の女性化」が進んでいる現状と、建設業などに従事する男性とは異なり、彼女たちが家事労働や介護のような親密圏⁴の領域に関わる職種に就業していることが挙げられる。

親密圏の領域においてこれまで無償労働として扱われてきた家事、保育、介護といった労働に従事する移民女性の存在は、既存のジェンダー秩序を可視化させたといえる。同時に、グローバルな経済・社会に存在する力関係を親密圏に持ち込むことで、新たなジェンダー秩序の中に、移民女性が組み込まれていくことになる (Parreñas 2001; 松岡 2007; 伊藤・足立 2008; 上野 2012; 青山 2012)。

親密圏における労働は、近年「親密性の労働」(intimate labor) という新しい概念とともに研究が進められている (Boris and Parreñas 2010; Friedman and Mahdavi 2011; 落合 2012, 3)。これまでの先行研究では、移民女性の家事・介護労働を「再生産」領域での労働とされることが多かった (伊藤・足立 2008; 上野 2011b)。しかし、出産や育児などは人間の

⁴ 「親密圏」のあり方についての議論も多くあるが、ここでは齊藤 (2003) の定義にしたがい「具体的な他者の生／生命....に対する関心／配慮を媒体とする、ある程度持続的な関係性を指すもの」(p.213) とする。

再生産であり、労働者の世話をするという意味での家事労働は労働力の再生産となるが、介護やセックス・ワーカーは直接の再生産とはならないことから、再生産という用語は、移民女性を取り巻く現在の状況とはそぐわない⁵（落合 2012, 6-7）。育児や介護に関する労働は、単なる労働ではなく「個人的・情緒的・人間関係的」な性格もある（ヒメルワイト・久場 1996）。したがって、移民女性が親密圏の領域で従事している労働を、「生産」の範疇に閉じ込めるよりも、社会や文化を内包している概念である「親密性の労働」の方が、より実態を表しているといえる。

「親密性の労働」は、主婦がこれまで無償で行ってきた家事・介護労働が中心であるために、低賃金や虐待、法的保護の不在に移民女性がさらされていることが指摘されてきた（Friedman and Mahdavi 2011, 255）。特に、家事労働に従事する移民女性が増加しているという現象は、親密圏の領域でグローバル化が進んでいることを示している。この状況は、「再生産労働の国際分業」（International Division of Reproductive Labor）と名付けられ、再生産労働が商品化されることによって、従来は母による育児（mothering）であったものを発展途上国の女性が担うことで低賃金の非熟練労働として扱われることを指摘している（Parreñas 2001, 72-73）。

また、Parreñas（2001）は、女性の中での階層化についても言及している。先進国の家庭に発展途上国の女性が家事・介護労働者として働くという構図の中には、①受入国の中・上階層の女性、②その女性の家庭で家事労働に従事する発展途上国の女性、③移住することもできない発展途上国における貧困層の女性と、三つの階層の女性が存在していることを指摘している⁶。

2. 女性の国際労働移動に関する政策・制度

女性の移民労働者を取り巻く状況を理解するためには、受入国と送出国において女性が置かれた状況を理解する必要がある。受入国側が移民政策の一環としてさまざまな政策や法律を施行している一方で、送出国側も海外雇用政策推進や人権保護などを目的とした政策を施行している（山田 2014; 小ヶ谷 2009）。

(1) 受入国側の制度に関する先行研究

⁵ ただし、上野（2011b, 92）は、「生命の生産・再生産のサイクルに、生産を加えて廃棄・処分の過程をつけくわえるのは、単に生産論が見落としていたファクターを補うことに過ぎない」として、介護も再生産労働に含まれるとしている。この点については、「再生産領域」という概念を使用している伊藤・足立（2008, 9）も同様である。

⁶ Parreñas（2001）の著作はフィリピン人の国際移住女性を対象としているため、参照した文章では「発展途上国の女性」ではなく「フィリピン人」が使用されている（Parreñas 2001, 72）。本章では、広く発展途上国の女性にも適用される指摘であるとして、「発展途上国の女性」とした。

ほとんどの受入国は外国からの移住労働者に対する政策を持つ。そのなかで、特に女性が多く就労する職種（家事労働者、ケア労働者など）に関する制度を整備している場合がある。香港の移住家事労働者導入政策を扱った伊藤（2008）の論考は、香港における家事労働者の多層性を分析すると同時に、移住労働者によって香港に新たなジェンダー秩序が生み出されていることを指摘している。この論考のなかで、香港政府の移住家事労働者受け入れ政策についても言及している。香港では、ビザ・入境許可証発行件数のうち 47% が移住家事労働者に対するものであり、労働移動の職種のなかで「もっとも重要な労働移動のタイプ」（伊藤 2008, 24）とされている。家事労働者に対する受け入れ政策として、2004 年に標準雇用契約の指針が出されているが、そこでは①家事労働者は労働法の対象となること、②最低許容賃金を支払うこと、③住み込みで雇用すること、④食費、医療保険、往復航空券を雇い主が負担すること、⑤契約期間を二年とすること、⑥契約した雇用主以外のところで就労の禁止、⑦契約終了後 2 週間以内に帰国すること、などが定められている（伊藤 2008, 25）。ただし実情は、労働法に準拠した待遇を受けることができず、最低許容賃金以下で就労している場合も多く、移住家事労働者の権利保障については問題がある（伊藤 2008, 26-29）。

竹野・佐藤（2010）は、日本で看護移民労働を導入するにあたって、看護師・介護福祉士が不足しているという日本の国内問題と、対外政策としての外国人労働者導入政策が接合されないまま制度導入が進んでいる実情を分析している。縦割り行政による対策と制度の結果、日本政府に外国人受け入れのための包括的な指針が無いことを指摘している。安里（2007）は、日本フィリピン経済連携協定（EPA）によるフィリピンからの看護師と介護福祉候補者の受け入れ開始にあたって、協定の枠組みや国内調整の推移についてまとめている。厚生労働省が、看護師や介護福祉士の不足の問題は潜在的看護師の活用で解決できるので本来外国からの受け入れを必要とはしないとしつつ、関税を撤廃とサービスを含めた貿易自由化を目的とする EPA によってもたらされる両国の経済活性化のために受け入れるに過ぎないと強調していることを竹野・佐藤（2010）と同様指摘している（安里 2007, 34-35）。

（2）送出国側の自国民の女性移民労働者に関する政策

受入国側の法整備は進んでいるが、送出国側では、具体的な政策を打ち出している国は少ない。政策の整備が進んでいる数少ない国としては、海外労働者送出国として先進国であるフィリピンと、近年海外女性移住労働者が急増しているインドネシアが挙げられる。

①労働力送り出し先進国フィリピン

多くの移民労働者を抱えるフィリピンは、1970 年代半ばからさまざまな海外移住者に関する政策を打ち出している（伊藤他 2008; 小ヶ谷 2016）。1980 年代前半までの政策は、積極的な送り出し奨励策に主眼をおいていた。これは、男性の中東諸国への建設労働者な

どが移民労働者の中心であり、フィリピン経済は彼らの送金に依存していたためである⁷。小ヶ谷（2016）は、1974年に海外雇用政策が導入されて以降のフィリピンの海外雇用政策の変遷を概観しているが、その中でも1980年代後半から顕著となった「海外労働者の女性化」に注目している。特に、1995年に起きた「コンテンプラシオン事件」を受けて新たに制定された「移住労働者と海外フィリピン人に関する95年法（共和国法8024号）」（Migrant Workers and Overseas Filipinos Act of 1995: RA8042）が政策転換を象徴しているとしている（小ヶ谷 2016, 172）。「コンテンプラシオン事件」とは、1995年にシンガポールでフィリピン人家事労働者として働いていたフローラ・コンテンプラシオンが殺人の疑いをかけられ死刑となった事件である（小ヶ谷 2016, 129）。この事件を受けて共和国法8024号が制定されたが、この法律は、海外移住労働者の権利保護を重視した内容をもつ。移民奨励から人権保護重視への政策転換の背景には、「海外労働者の女性化」が進んだことによって女性の海外移住労働者の抱える問題が顕在化してきたことがある。1994年には海外移住労働者の新規雇用者の6割を女性が占めており、その職種のほとんどが家事労働者を含むサービス業である。そのような中で、海外で就労している家事労働者への肉体的・性的虐待が問題にされるようになったのである。

このように人権保護に取り組む一方で、他国との競争激化を受けて家事労働者に付加価値を与えるための政策も打ち出している。海外女性労働者を「安価な家事労働者」としてのメイドではなく、より専門的な知識、技術をもった「ケアギバー」として技能労働化しようというものである。これによって、家事労働者への虐待や暴力の危険防止の効果も期待されている（伊藤他 2008）。伊藤他（2008, 119-120）は、このような傾向を「再生産労働の『国際商品』化（an internationally constructed commodity）」と呼んでいる。国際商品化とは、家事労働者という既成商品ではなく、「国際的な過程によって創出され」た商品を意味している。

「ケアギバー」養成のために、労働雇用省技術教育技能開発庁（Technical Education and Skills Development Authority, TESDA）が「ケアギバー訓練基準（Training Regulations: Caregiver）」を定めている。ケアギバー訓練プログラムを提供する学校はこの基準を満たさなければならない。このプログラムをうけて試験に合格すれば、国家資格（TESDA 職業資格認定制度のランク II）を獲得できる。ただし、フィリピン政府が「ケアギバー」としての技能を雇用先に保証したからといって、それが人権保護に直接有効なわけではない。「職場が家庭にあるかぎり『技能』だけでは十分な保護とはならない」と伊藤他（2008, 137）も指摘している。同時に、看護師や医師がケアギバーの訓練プログラムを受講して海外で雇用を求めるといった技能切り下げの問題も起きている。

②急増する海外女性労働者の権利保護を目指すインドネシア

インドネシアは、フィリピンを追うようにして1990年代以降海外移住労働者を増加させ

⁷ 小ヶ谷（2016, 181）によると、1986年の段階で海外からの送金額が国家予算の13%相当であったという。

てきた（奥島 2014, 63）。インドネシア政府の海外移住労働者政策の大きな特徴は、2004年に初めて移住労働者法が制定されて以降、一貫して移住労働者の人権保護を目指している点である。特筆すべきは、2012年に「派遣完全停止ロードマップ」を政府が発表したことであろう。これは、人権保護を最優先するため家事・介護労働者の送り出しを長期的に凍結することをめざすものである。この「ロードマップ」計画は、2017年から「家事・介護労働者に代わって『調理師』『ハウスキーパー』『介護士』などの専門的人材を派遣する」ことを目指している（奥島 2014, 95）。ただし、この計画の問題点は、妥当な水準の待遇を相手国に求めた場合、より安価な労働力を提供する国の労働者にシフトされてしまうことと、高付加価値を謳うのに見合う事前研修・教育を政府が行えるかという点にある。このような問題をはらんでいるが、「新興送出諸国に一つのモデルを示した点で意義深い」といえる（奥島 2014, 97）。

3. 移民女性の生存戦略: 労働環境の改善のための組織化やネットワーク形成

これまで見てきたように、人権保護のために送出国・受入国双方の政府が政策を打ち出しているが、どこまで効果があるかについては疑問が残る。それに対して、女性海外移住者自身が劣悪な労働環境の中で組織化やネットワーク形成などによって生存戦略を図る動きがある。このような動きについての報告も近年蓄積されつつある（安里 2006, 小ヶ谷 2016, Groves and Chang 2002）。

小ヶ谷 (2016) は、アジアにおける移住家事労働者の主な受入国である香港とシンガポールで家事労働者の組織活動に関する調査を行っている。香港では移住家事労働者の結社の権利が認められているが、これらの活動はフィリピン人労働者を中心に展開されている。1984年にフィリピン人家事労働者を組織化した香港フィリピン連合（United Filipino in Hong Kong : Uni-Fil HK）はもっとも積極的に活動している組織である。Uni-Fil HKは、対香港政府だけでなく、フィリピン政府の海外雇用政策に対しても批判し、積極的な働きかけを行っている。フィリピン人家事労働者は香港政府の定める最低賃金に近い給与を獲得しているのに対して、後続のインドネシア人は最低賃金以下のさらに低い給料しか受け取っていないという現状を考えると、家事労働者の質の違いもあるが、組織化のレベルの違いもその原因として考えられる（小ヶ谷 2016, 110）。インドネシア人の家事労働者の場合は、教育水準やジェンダー規範などの文化的文脈などによる阻害要因に加えて、劣悪な労働条件のために自由時間を確保できず組織活動への参加が困難であるという問題を抱えていることが指摘されている（安里 2006, 19）。しかし、香港の移住家事労働者を支援するアジア移民センター（Asian Migrant Centre: AMC）のサポートによってフィリピン人以外の移住家事労働者組織も結成されている。特に、インドネシア移民労働者組合（Indonesian Migrant Workers Union: IMWU）やインドネシア移民労働者組織香港連合（The Hong Kong Coalition of Indonesian Migrant Workers Organizations: KOTOKIHO）などが対インドネシア政

府の移民政策に対して影響力をもつようになっているという（小ヶ谷 2016: 110-112）。

香港における移住労働者の組織活動が抱える問題は、香港人の労働者との「連帯」が困難であることである。移住労働者との連携を積極的に行っている労働組合として香港職工会連盟（Hong Kong Confederation of Trade Union: HKCTU）があるが、移住労働者との連帯の障壁として、移住家事労働者の雇用主の多くが HKCTU のメンバーであるというジレンマが挙げられている（小ヶ谷 2016, 119）。

一方、香港同様多くの移住労働者を抱えるシンガポールでは、市民社会に対する国家の規制が強く、家事労働者支援活動についても、弾圧を恐れて「非政治化」した活動に特化する傾向がある。これは、1987 年に移住労働者支援も行っていた活動家らが「マルクス主義的国家転覆計画」に関わったとして治安維持法のもと逮捕されたために、家事労働者支援活動自体がいったん頓挫したという経緯があるためである。そのため、家事労働者への支援は、技術訓練などを中心とする「非政治的」な活動が中心となっている。ただし、1985 年のコンテンプラシオン事件や 2001 年に起きたインドネシア人家事労働者の虐待死事件などを契機に、「移住労働者の権利」保護に関する支援も行われているようになってきている（小ヶ谷 2016, 134-135）。

4. 女性海外移住労働者と母国の社会や家族との関係

女性の海外移住労働者の特徴は、移住国での定住を目指すのではなく、将来的には母国に戻ることを前提にして移住することである。このような移住パターンにおいて、母国での家族との関係が重要な役割を果たしている。女性が移住労働者となる経緯や国際労働移動による女性とその家族との関係性の変化についての分析は、まだ少数にとどまっているがフィリピンを中心に蓄積されつつある。

女性が海外移住労働者となる動機として第一に挙げられるのが経済的要因である（上野 2011, 21; パレーニャス 2008; 小ヶ谷 2001）。ただし経済的要因とはいっても未婚女性、既婚女性、経済階層などによって具体的な理由はさまざまである。

たとえば、フィリピン農村部の送り出し世帯に関しては、経済的には下層ではなく、農地を所有する中所得層が多いことが指摘されている（小ヶ谷 2001, 172）。小ヶ谷（2001）の調査では、既婚女性の海外出稼ぎについては、子どもの教育費や追加的な収入のためといった世帯の生活上昇戦略の一環であり、差し迫った貧困が理由ではない。ただし、未婚女性の場合は、世帯のブレッドウィナー的な役割を果たしている場合も多い。ただし、同じ女性が数年後には自分の結婚資金のための貯蓄を始めるなど、世帯内での役割は流動的であり、必ずしも明確ではない。

このような実際の家計への貢献が既存のジェンダー規範を大きく変容させるものになるとは限らない。先行研究では、女性の海外出稼ぎ労働は送出側の社会で従来のジェンダー規範に基づいて解釈されがちであることが指摘されている。未婚女性の出稼ぎは「親孝行

な娘」という規範で解釈され、既婚女性の出稼ぎは、「貧困からの脱却からやむなく」行われたりものであり、夫の収入の補完的な役割として扱われている（小ヶ谷 2001, 178-179; パレーニャス 2008）。

このように、女性の海外労働移動については、フィリピン社会において実際の経済的貢献度ではなく、従来のジェンダー規範から解釈される場合が多い。パレーニャス（2008）は、両親が海外で就労している子どもにインタビューを行い、彼らが両親の就労についてどのように解釈をしているのかを調査している。従来のフィリピンの性別分業では、父親は「一家の大黒柱」として経済的な責任を負い、母親は「一家の灯り」として家庭内領域において家族をケアする役割を期待されている。したがって、母親が海外就労によって父親と同等またはそれ以上にその世帯の経済的支柱となることは、これまで性別分業への挑戦である。インタビューに答えた子どもたちは、実際の母親の経済的貢献について語らず、父親は「家族を養うために」、母親は家族の医療や教育といった家庭内での女性の責任とされている役割を果たすために海外で働いていると説明する。女性の海外労働移動についての解釈は、「フィリピン社会に深く浸透したジェンダーに関する伝統や境界を完全には排除しない、ある言説的な場に留まる」ことが指摘されている（パレーニャス 2008: ）。。

おわりに

本章では、発展途上国の女性の国際労働に関する現状と課題について、統計データとアジアを中心とした先行研究をもとに検討した。統計データが示すように、近年の移民の移動の特徴は、女性が移民の半分近くを占めるようになっていく「移民の女性化」である。女性移住者の増加は、彼女たちの多くが親密性の労働に従事するために、男性の移民労働者以上に受入国や送出国の社会に影響を及ぼしている。

アジアの女性を中心とした先行研究では、受入国の法整備の状況や、移住労働者である女性たちの生存戦略などについて多くの先行研究がある。一方、送出国の社会において、女性の海外就労による経済的貢献が伝統的ジェンダー規範にどのように影響を与えているのか、そして帰国後の女性の家族内や社会的な地位がどのように変化するのかについては、さらなる研究の蓄積が必要であろう。

[謝辞] 本研究は、日本学術振興会科学研究費補助金による「エチオピア農村女性の中東への国際労働移動についての実証分析」（課題番号：JP16K13132，研究代表：児玉由佳）の助成を受けたものです。記して感謝いたします。

参考文献

[日本語文献]

- 青山薫 2012. 「日本における移住セックスワーカー：『社会的排除』に遭う変化の体現者」
安里和晃 2006. 「東アジアにおける家事労働の国際商品化とインドネシア人労働者の位置づけ」 『異文化コミュニケーション研究』 18: 1-34.
- 2007. 「日比経済連携協定と外国人看護師・介護労働者の受け入れ」 久場嬉子編『介護・家事労働者の国際移動：エスニシティ・ジェンダー・ケア労働の交差』日本評論社, 27-50.
- 伊藤るり 2008 「再生産労働の国際移転とジェンダー秩序の再編—香港の移住家事労働者導入政策を事例として」 伊藤るり・足立眞理子編『国際移動とく連鎖するジェンダー>：再生産領域のグローバル化』作品社, 21-46.
- 伊藤るり・足立眞理子 2008. 「序文」伊藤るり・足立眞理子編『国際移動とく連鎖するジェンダー>：再生産領域のグローバル化』作品社, 5-17.
- 伊藤るり・小ヶ谷千穂・ブレンダ テネグラ・稲葉奈々子 2008. 「いかにして「ケア上手なフィリピン人」はつくられるか？—ケアギバーと再生産労働の「国際商品」化」 伊藤るり・足立眞理子編『国際移動とく連鎖するジェンダー>：再生産領域のグローバル化』作品社, 117-143.
- 上野加代子 2011a. 「いざ出国」上野加代子編『国境を越えるアジアの家事労働者：女性たちの生活戦略』世界思想社, 19-58.
- . 2012. 「シンガポールにおける海外で稼ぎ労働者の抵抗の諸相」 落合恵美子・赤枝香奈子編『アジア女性と親密性の労働』京都大学学術出版会, 253-282.
- 上野千鶴子 2011b. 『ケアの社会学：当事者主権の福祉社会へ』太田出版.
- 奥島美夏 2014. 「インドネシアの労働者送り出し政策と法—民主化改革下の移住労働者法運用と「人権」概念普及の課題」 山田美和『東アジアにおける移民労働者の法制度：送出国と受入国の共通基盤の構築に向けて』アジア経済研究所, 63-106
- 落合恵美子 2012. 「親密性の労働とアジア女性の構築」 落合恵美子・赤枝香奈子『アジア女性と親密性の労働』京都大学学術出版会, 1-34.
- 小ヶ谷千穂 2001 「『移住労働者の女性化』のもう一つの現実 — フィリピン農村部送り出し世帯の事例から —」 伊豫谷登士翁編『経済のグローバリゼーションとジェンダー』明石書店, 161-186.
- 2005. 「海外就労と女性のライフコース：フィリピン農村部の若年シングル女性と世帯内関係を手がかりに」 ジェンダー研究 お茶の水女子大学ジェンダー研究センター年報 8: 99-111.

- . 2009. 「送り出し国フィリピンの戦略—海外労働者の「権利保護」と「技能」の関係をめぐって」日本比較政治学会 『国際移動の比較政治学（日本比較政治学会年報第 11 号）』 ミネルヴァ書房, 93-113.
- . 2016. 『移動を生きる—フィリピン移住女性と複数のモビリティ』 有信堂.
- カーズルズ, S・M. J. ミラー 1996. 関根政美・関根薫訳『国際移民の時代』名古屋大学出版会（Castels, S. & M.J.Miller *The Age of Migration: International Population Movements in the Modern World*, London: Macmillan, 1993）.
- 2009. 関根政美・関根薫監訳『国際移民の時代』[第 4 版]名古屋大学出版会（Castels, S. & M.J.Miller *The Age of Migration: International Population Movements in the Modern World (4th edition)*, London: Macmillan, 2009）.
- 齊藤純一 2003. 「親密圏と安全性の政治」 斎藤純一編『親密圏のポリティクス』ナカニシヤ出版.
- 竹野ユキコ・佐藤誠「日本における看護移民労働導入の現状と課題」 佐藤誠編『越境するケア労働：日本・アジア・アフリカ』日本経済評論社, 21-38.
- パレーニャス, ラセル 2008. 越智方美・大橋文恵訳「家族を想うということ：フィリピン人海外就労の経済的原因におけるジェンダー作用」 伊藤るり・足立真理子編『国際移動とく連鎖するジェンダー：再生産領域のグローバル化』作品社, 154-171.
- ヒメルワイト, スーザン・久場嬉子 1996. 「『無償労働』の発見：『労働』概念の拡張の社会的諸結果」『日米女性ジャーナル』 20: 116-136.
- 松岡利道 2007. 「移住労働者と資本主義的再生産 — 移住の論理は変わったのか」 久場嬉子編『介護・家事労働者の国際移動：エスニシティ・ジェンダー・ケア労働の交差』日本評論社, 1-25.
- 山田美和 2014. 「東アジアにおける移民労働者の法制度—送出国と受入国の共通基盤の構築に向けて—」 山田美和編『東アジアにおける移民労働者の法制度：送出国と受入国の共通基盤の構築に向けて』アジア経済研究所, 3-30.

[外国語文献]

- Boris, Eileen and Rhacel Salazar Parreñas. 2010. *Intimate Labors: Cultures, Technologies, and the Politics of Care*. Stanford: Stanford University Press.
- Constable, Nicole. 2002. "At Home but Not at Home: Filipina Narratives of Ambivalent Returns." In *At Home in the World?: Filipinos in Global Migration*, edited by F. V. Aguilar Jr., Quezon City: Philippine Migration Research Network and Philippine Social Science Council, 380-412.
- Friedman, Sara L. and Pardis Mahdavi. 2011. "Rethinking Intimate Labor through Inter-Asian

- Migrations: Insights from the 2011 Bellagio Conference." *Asian and Pacific Migration Journal* 20: 253-261.
- Groves, Julian McAllister and A. Kimberly Chang. 2002. "Romancing Resistnace and Resisting Romance: Ethnography and the Construction of Power in the Filipina Domestic Worker Community in Hong Kong." In *At Home in the World?: Filipinos in Global Migration*, edited by F. V. Aguilar Jr., Quezon City: Philippine Migration Research Network and Philippine Social Science Council, 316-343.
- OECD. 2016. *International Migration Outlook 2016*. Paris: OECD Publishing.
- OECD-UNDESA. 2013. "World Migration in Figures: A Joint Contribution by UNDESA and the OESD to the United Nations High-Level Dialogue on Migration and Development, 3-4 October 2013."(<https://www.oecd.org/els/mig/World-Migration-in-Figures.pdf>, 2017.3.8 アクセス).
- Parreñas, Rhacel Salazar. 2001. *Servants of Globalization: Women, Migration and Domestic Work*. Manila: Ateneo de Manila University Press.
- Pratt, Geraldine. 2012. *Families Apart: Migrant Mothers and the Conflicts of Labor and Love*. Minneapolis: University of Minnesota Press.
- Rodriguez, Robyn Magalit. 2010. *Migrants for Export: How the Philippine State Brokers Labor to the World*. Minneapolis: University of Minnesota Press.
- Schiller, Nina Glick, Linda Basch, and Cristina Blanc-Szanton. 1992. "Transnationalism: A New Analytic Framework for Understanding Migration." *Annals of the New York Academy of Sciences* 645: 1-24.
- United Nations. 2016. *International Migration Report 2015*. New York: United Nations.